

栃木県資源循環推進計画

【令和3(2021)年度～令和7(2025)年度】

1 計画策定の趣旨

食品ロスや海洋プラスチックごみ対策など、資源循環を巡る情勢や頻発する大規模災害から発生する災害廃棄物への対策などの状況を踏まえ、新たな課題に柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな廃棄物処理計画を「栃木県資源循環推進計画」として策定するものです。

2 計画の位置付け

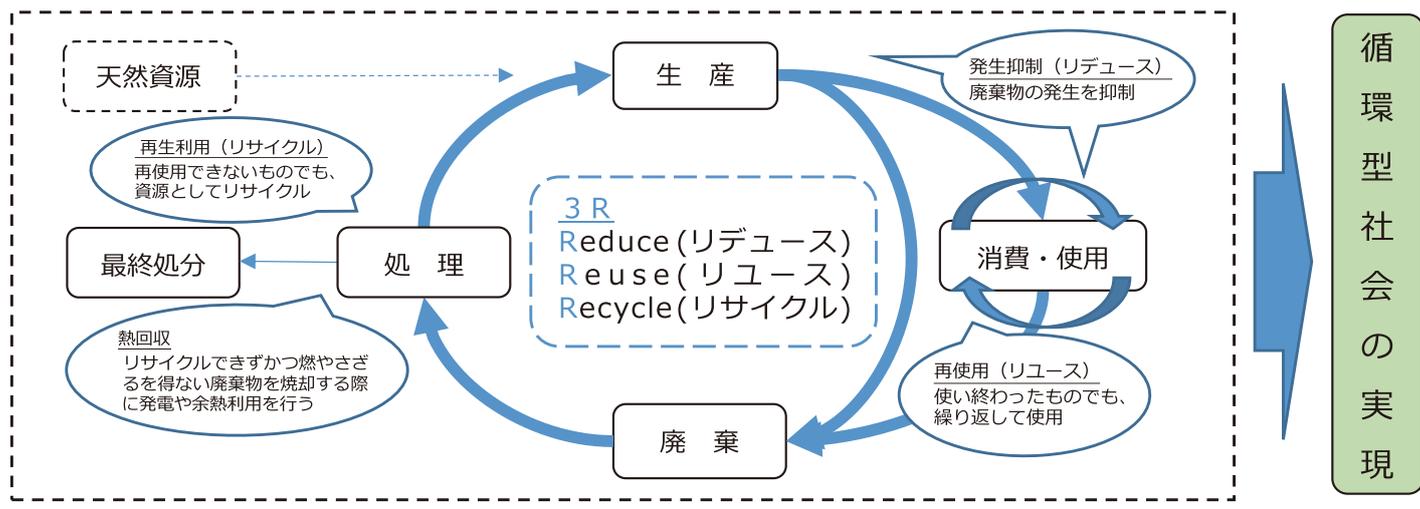
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による計画
- 栃木県環境基本計画の部門計画

3 計画の期間

おおむね10年後を見据えた上で、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

4 基本的な考え方

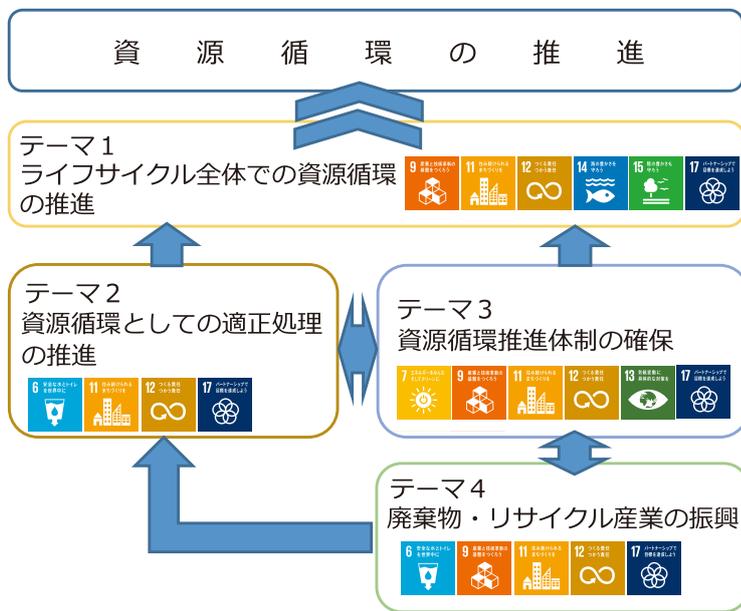
モノが資源として適正に循環する仕組みを築き、持続可能な循環型社会の実現を目指す。



5 おおむね10年後の将来像

- モノが資源として循環するライフサイクル全体での資源循環の取組が拡大
- 地域の特性やモノの性状等に応じて、地域における資源の循環が形成
- 気候変動対策につながる資源循環推進体制が確立
- 廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たに雇用創出、企業立地等が実現

6 本計画におけるテーマ



テーマ1 ライフサイクル全体での資源循環の推進



【目標】

ライフサイクル全体での資源循環の推進のため、県民及び排出事業者に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図るとともに、プラスチックをはじめとした再生利用に向けた取組を促進し、最終処分量の削減を図ります。

【指標（現状値と目標値）】

	指標	現状値 【H30(2018)】	目標値 【R7(2025)】
指標1	県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量【g/人・日】	672	650
指標2	県内の産業による生産額（実質）1億円当たりの産業廃棄物の排出量（農業及び鉱業に係るものを除く）【t/億円】	52.0 ※H29(2017)時点	48.8
指標3	県内で排出された一般廃棄物の最終処分量【千t】	57	53
指標4	県内で排出された産業廃棄物の最終処分量【千t】	87	84

具体的な取組

1 廃棄物の発生抑制・再使用

施策1 県民による発生抑制・再使用の取組促進

○食品ロスの削減を促進 ○使い捨てプラスチックの使用削減を促進（3Rプラス3R）等

施策2 排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進

○事業系一般廃棄物の削減及び分別を促進 ○排出事業者による発生抑制に向けた取組を促進 等

2 廃棄物の再生利用

施策1 高度なリサイクルシステムの構築

○再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別等を促進 ○一般廃棄物の分別区分の拡大を促進 等

施策2 再生材や再生可能資源の利用促進

○「とちの環エコ製品」の認定件数の増加を推進 ○環境配慮設計の先進事例を周知 等



テーマ2 資源循環としての適正処理の推進

【目標】

廃棄物の適正処理に向けた環境整備を進めるとともに、不適正処理に対する効果的な防止対策を行います。

【指標（現状値と目標値）】

	指標	現状値 【R元(2019)】	目標値 【R7(2025)】
指標1	本県から優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数（栃木県内業者）【事業者】	37	61
指標2	県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数（10t未満を含む。）【件】	146	70

具体的な取組

施策1 排出事業者の意識改革

○排出事業者による廃棄物の分別、処理基準及び委託基準の遵守を徹底 ○優良認定を受けた処理業者情報を公開 等

施策2 不法投棄等の不適正処理対策

○未然防止に向けた普及啓発や関係機関と連携した監視等を実施 ○不法投棄、不適正処理事案への厳正な対処を実施 等

施策3 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保

○市町等で処理が困難な一般廃棄物の処理体制を確保 ○石綿を含む建設系廃棄物の適正処理の立入検査等を実施 等

施策4 PCB廃棄物の確実な処理

○県内の高濃度PCB廃棄物の把握に向けた保有状況の確認を実施 ○処分期間内の適正処理に向けて保管事業者を指導 等

施策5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

○指定廃棄物の保管農家の負担軽減に向けた県としての役割を遂行 ○早期処理に向けた国の施策への協力

テーマ3 資源循環推進体制の確保



【目標】

資源循環推進体制の確保を図ることで、廃プラスチック等の廃棄物の循環利用を促進します。また、非常災害時において、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、市町等、関係団体、処理業者等と連携し、そのための体制を整備します。

【指標（現況値と目標値）】

	指標	現況値 【H30(2018)】	目標値 【R7(2025)】
指標1	県内で排出された一般廃棄物の再生利用率【%】	16.0	19.0
指標2	県内で排出された産業廃棄物の再生利用率【%】	50.2	53.0
指標3	県内に新設される焼却施設における熱回収設備の導入率【%】	—	100
指標4	大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の策定市町数【市町】	6 ※R2(2020)時点	25

具体的な取組

1 資源循環に向けた処理体制

施策1 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築

○人口減少等を見据えた、市町等の処理施設の配置、収集方法等の検討を実施 等

施策2 再生利用のための施設の整備促進

○廃棄物の性状と再生利用可能な品目等を分析し、需要と供給のマッチングを図り、施設整備を促進 等

施策3 焼却施設における熱回収の促進

○処理業者への熱回収に関する普及啓発を実施 ○市町等の焼却施設における高度な発電設備等の導入を促進 等

施策4 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進

○未利用の廃棄物系バイオマスの再生利用等の取組を促進 ○下水汚泥の有効利用の可能性について検討を実施 等

施策5 必要な産業廃棄物最終処分場の確保

○安定型最終処分場について必要容量の確保を推進 ○県営処分場「エコグリーンとちぎ」の着実な整備を推進 等

2 災害廃棄物処理体制の整備

施策1 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進

○市町等の災害廃棄物処理計画の策定等を促進 ○災害時の迅速かつ適切な処理に向けた初動対応訓練を実施 等

施策2 廃棄物処理施設の強靱化

○民間処理施設の耐震化等の取組を促進 ○市町等の処理施設の大規模自然災害に備える取組検討を促進 等

「資源循環の推進」の取組～プラスチックごみの削減に向けて～

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらす一方、現在、使い捨てプラスチックをはじめ、陸上から海洋へのプラスチックの流出などにより、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このような状況を踏まえ、令和元(2019)年8月、プラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、県と県内全25市町による「栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ宣言」を行いました。県と県内全市町による共同宣言は全国初の取組です。

また、令和2(2020)年3月には、議員提案による栃木県プラスチック資源循環推進条例が制定・施行されました。プラスチックに焦点を当て循環型社会を志向する条例としては、全国初の取組であり、本県が全国に先駆け、議会・市町一体となってプラスチック問題に取り組んでいくことを明らかにしました。



**栃木からの森里川湖
プラごみゼロ宣言**

プラスチックは、わたしたちの生活に利便性と恩恵をもたらしてくれる有用な物質です。しかし、一方で、海に流れ出ると、長期間、環境にとどまり生態系にも影響を及ぼします。海洋プラスチックごみは、山から川、川から海へとつながる中で発生するものであるため、上流の栃木県においても自分の問題として考えなければなりません。

そこで、県と市町が連携し、必要のない捨てプラスチックの活用削減、再生料や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックの上手なつきあい方を、栃木から発信し、森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け、行動することをここに宣言します。

令和元(2019)年8月27日

【写真(上)】
「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」の様子

【写真(下)】
栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言文(本文)

テーマ4 廃棄物・リサイクル産業の振興



【目標】

廃棄物処理施設等に対する県民等の理解を促進するとともに、必要な処理施設の確保等を通じて、廃棄物・リサイクル産業の振興を図ります。

【指標（現況値と目標値）】

	指標	現況値 【R元(2019)】	目標値 【R7(2025)】
指標1	県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数【件】	78	増加を目指す
指標2	「とちの環エコ製品」の認定件数【件】	119	137

具体的な取組

施策1 廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進

○処理施設の必要性等について、県民等の理解を促進 ○処理施設の周辺地域等の公益的な施設の整備を進める 等

施策2 優良な処理業者の育成

○処理業者に対し、優良認定制度の活用の普及啓発を推進 ○優良認定を受けた処理業者情報のホームページ公開を実施

施策3 リサイクル施設の立地促進等

○関係部局と連携し、県内産業団地等への立地を促進 ○「とちの環エコ製品」の認定件数の増加を推進（再掲） 等

～この計画の着実な推進のために～

1 各主体の役割

この計画を着実に推進するためには、各主体が、それぞれの役割を十分に認識した上で、相互に連携し、日頃の生活又は事業活動の場で取組を実践していく必要があります。

- 県民 : 日々の暮らしにおいて、廃棄物の発生抑制の意識を持つとともに、廃棄物の再生利用に向けて分別を行うこと等、資源循環に向けて取り組むことが期待されます。
- 事業者 : 排出者責任を十分認識し、廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境に配慮したもののづくりに向けた取組等、資源循環に向けた取組が期待されています。
- 処理業者 : 生活環境の保全を確保した上で、適切な処理を行うとともに、廃棄物の循環利用を図る等、廃棄物・リサイクル産業の担い手として、資源循環に向けた大きな役割が期待されています。
- 市町等 : 持続的な施設の運営を図り、住民に対し、3Rや適正処理の推進を図るなど、一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ計画的に資源循環に向けた施策に取り組むことが期待されています。
- 県 : 本計画に掲げる目標の達成に向け、各種施策を進めるとともに、循環型社会の構築を目指して、県民、事業者、処理業者、市町等と連携を図りながら、資源循環に向けて取り組みます。

2 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、県では、毎年度、各種施策の実施状況を把握するとともに、その状況を公表することで、各主体と共通認識を図りながら、この計画の進行を管理していきます。



栃木県環境森林部廃棄物対策課

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

(電話) 028-623-3228

(FAX) 028-623-3113